答申第164号 平成26年4月15日

神戸市情報公開審査会 会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について ( 答 申 )

平成 25 年 7 月 19 日付神建下経第 679 号により諮問のありました下記の件について、別 紙のとおり答申します。

記

「受付調査票」の非公開決定に対する不服申立てについての諮問

### 1 審査会の結論

「受付調査票」を非公開とした決定は妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、「神戸市垂水区〇〇〇〇敷地内建物(居住者〇〇〇〇)の下水道使用料金の支払開始時期及び支払者、金額、以後の経過」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対して、「受付調査票」(以下「本件公文書」という。)を特定し、これを非公開とする決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた本件公文書の公開を求める異議申立てを行った。

## 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 25 年 6 月 21 日受付の異議申立書、平成 25 年 9 月 19 日受付の 意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

実施機関は、大要、①下水道使用料金の支払開始時期、支払者に関する情報は、給水契約に基づき水道局が取得した情報であり、水道局では、水道の供給・料金徴収業務以外に利用すること及び本人以外に提供することは行っていないと聞いている、②法人であっても、下水道料金の支払状況や支払金額の公開については、当該法人の財務状況等が第三者に推測される可能性があり、条例第10条第2号アに該当する旨主張している。しかしながら、以下に述べるとおり、上記主張①②には、理由がない。

まず、上記①について、申立人が公開を求める情報が、水道局と当該法人との間の給水契約に基づき取得されたことは積極的には争わないが、仮に、そうだとして、そのことは、当該情報を公開しない理由にはならない。

当該情報が公開されるべきか否かは、当該情報の取得・保有の経緯ではなく、情報公開制度の趣旨(「市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行い、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加及び協働のまちづくりを推進し、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に資することを目的とする」条例第 1 条)から判断されるべきであって、給水契約に基づいて取得し、保有している情報であろうと、情報公開制度の趣旨にかなうのであれば、開示すべきである。また、現に「行っていないと聞いている」ということは、開示したことが

ない(と聞いている)という過去の事実(しかも推測に過ぎない)を述べているに過ぎず、公開しないことを何ら正当化するものではない。

次に上記②についてであるが、上述の情報公開制度の趣旨からすると、公文書は公開が原則であり、除外事由(第10条第1号ないし第6号)は限定的に解釈される必要があり、第10条第2号アの「公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、当該法人に対し、抽象的な可能性ではなく、具体的に、正当な利益を害する蓋然性が認められる場合を指すと解すべきである。

実施機関は、「当該法人の財務状況等が第三者に推測される可能性がある」旨述べるが、 抽象的な可能性を述べるにすぎず、何ら具体的な蓋然性について述べていない。下水道 料金の支払開始時期及び支払者、調定金額が明らかになったとしても、当該法人の競争 上の地位その他正当な利益が損なわれるということは全く想定できず、具体的蓋然性は 到底認められない。また、仮に、調定金額が明らかになることにより、下水道使用量が 明らかになり、これによって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれる ことがあり得るとしても、それは、極めて漠然とした抽象的可能性に過ぎないし、少な くとも、下水道料金の支払開始時期及び支払者については、これを開示することによっ て、正当な利益が損なわれることはおよそ想定できないと言わざるを得ない。

よって、全部非公開とした実施機関の判断は違法、不当である。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 8 月 14 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 11 月 12 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

下水道料金の支払開始時期及び支払者、調定金額が記載された本件公文書は、下水道 使用状況に関する情報等であり、公にすることにより、当該法人の事業活動に影響を与 え正当な利益を害すると認められるため、非公開とする決定を行った。

水道を使用する場合における一般汚水、浴場汚水及び共用汚水に係る下水道使用料の 徴収に関する事務は、水道事業管理者委任規則に基づき水道事業管理者に委任している。

そのため、申立人の請求に該当する公文書である受付調査票は、下水道使用料調定・ 収納システムに基づき作成される帳票であるが、当該法人の下水道使用料金の支払開始 時期、支払者に関する情報は、給水契約に基づき水道局が取得した情報である。

水道局では、水道の供給・料金徴収業務以外に利用すること及び本人以外に提供する ことは行っていないと聞いている。

また、法人であっても、下水道料金の支払状況や支払金額の公開については、当該法人の財務状況等が第三者に推測される可能性がある。水道使用量は変動しており、法人の業績や操業状態の推測につながる。支払状況からは未納の有無がわかる。したがって、条例第10条第2号アに該当し、公開すべきでないと判断している。

## 5 審査会の判断

#### (1) 本件公文書について

本件公文書は、特定の建物の下水道使用に係る「受付調査票」である。「受付調査票」は、給水契約に基づき水道局が取得した情報をもとに、水道の使用者ごとに作成されており、本件では、使用者である法人の名称、住所、電話番号、給水開始日、納入通知書の送付先など基礎的な情報のほか、メーター指示数、使用水量、料金、収入年月日など水道及び下水道使用に係る明細が記載されている。

## (2) 争点

実施機関は、本件公文書を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とする決定 を行った。これに対し、申立人は、本件公文書を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件公文書の条例第 10 条第 2 号ア該当性である。 以下、検討する。

#### (3) 条例の規定について

条例第 10 条第 2 号アは、法人等に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を非公開とすると規定している。

ここでいう「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等の財務経理に 関する情報等、公にすることにより、公正な競争上の利益が損なわれると認められる 情報をいうと解される。

また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、必ずしも競争の概念で 捉えられない性格の情報であって、公にすることにより、法人等の社会的評価、名誉、 社会活動の自由等が損なわれる情報をいうものであり、通常他から干渉されることの ない、自主的な事業運営に係る情報を含むものと解される。

#### (4) 条例第10条第2号ア該当性について

ア 本件公文書に記載された使用水量は、使用者である法人が事業運営のためにどの 時期にどれだけの水を使用したかを示しており、好不調も含めた当該法人の操業状 況が推測される可能性があると考えられる。また、水道料金及び下水道使用料の支 払状況は、仮に滞納があればその旨が記載されることなどからすると、当該法人の 財務状況が推測される可能性がある情報である。

操業状況や財務状況は競争上の利益に係る情報であり、これらが推測される情報 は当該法人にとって通常秘匿したい情報であると考えられ、それは保護されるべき である。

イ 本件公文書には、上記のような直接的に競争上の利益に関わる部分以外にも、使用者の名称、住所、電話番号、給水開始日、納入通知書の送付先など、給水契約に係る各種情報が記載されている。この種の情報は、個人にあってはプライバシーとして保護されると思われるが、法人にあっても同様に、自己の意思によらずにみだりに公開されない性格を有している情報というべきである。

本件公文書全体に記載されたこのような情報を公にすれば、当該法人がどのような給水契約を結んでいるかが明らかとなり、当該法人の自由かつ自律的な事業運営を侵害するおそれがあるといえる。

ウ したがって、本件公文書を公開することは、当該法人の競争上の地位を害すると ともに、正当な利益をも害するものと認められる。

## (5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

# (参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成25年7月19日	ı	*諮問書を受理
平成25年8月14日	_	*実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年9月19日	_	*異議申立人から意見書を受理
平成25年9月20日	第272回審査会	*審議
平成25年11月12日	第273回審査会	*実施機関の職員から非公開理由等を聴取 *審議
平成26年2月4日	第275回審査会	*審議
平成26年3月26日	第276回審査会	*審議